

千葉県内にお住まいの方は次の機関にご相談ください。

機 関 名	電 話
習志野健康福祉センター(保健所)	047-475-5154
市川健康福祉センター(保健所)	047-377-1101
松戸健康福祉センター(保健所)	047-361-2139
野田健康福祉センター(保健所)	04-7124-8155
印旛健康福祉センター(保健所)	043-483-1137
成 田 支 所	0476-26-7231
香取健康福祉センター(保健所)	0478-52-9161
海匝健康福祉センター(保健所)	0479-22-0206
八日市場地域保健センター	0479-72-1281
山武健康福祉センター(保健所)	0475-54-0611
長生健康福祉センター(保健所)	0475-22-5167
夷隅健康福祉センター(保健所)	0470-73-0145
安房健康福祉センター(保健所)	0470-22-4511
鴨川地域保健センター	04-7092-4511
君津健康福祉センター(保健所)	0438-22-3745
市原健康福祉センター(保健所)	0436-21-6391
動物愛護センター	0476-93-5711
動物愛護センター東葛飾支所	04-7191-0050

千葉市内、船橋市内又は柏市内にお住まいの方は
各市の次の機関にご相談ください。

千葉市動物保護指導センター	043-258-7817
船橋市動物愛護指導センター	047-435-3916
柏市保健所	04-7167-1259

人とねこの調和のとれた住みやすいまちづくりを目指して

人とねこの共生ガイドライン

概要版



千葉県

1 ねこの習性

夜 行 性	昼間は寝ていることが多い、夜に活動が活発になります。
行 動 範 囲	犬に比べ、行動範囲が狭く、飼い猫の場合は主として自宅とその周辺程度です。
排 泄	やわらかい砂地、あるいはそれに似た場所で好んで排泄し、排泄物を埋めます。
生 殖	年2~3回の発情があります。また、交尾すればほぼ100%妊娠し、1度に4~8頭の子ねこを産みます。



2 飼い主の心構え

昔は、ねこを放して飼うことが当たり前のように考えられていましたが、都市化が進み、住宅事情が変化する中で、放し飼いによる迷惑問題についての苦情が、保健所等に多く寄せられています。



飼い主はねこの習性を理解した上で、家族の一員として最後まで面倒を見るとともに、人とねこの調和のとれた住みやすいまちづくりのため、飼っているねこが近隣に迷惑をかけないように、適正な飼育に努めなければなりません。

(1) 飼い始める前に、家族全員でよく考えましょう。

動物を飼うということは、その一生を責任もって面倒を見るということです。毎日の食餌、排泄物の始末、健康管理などやることはたくさんあります。「かわいい」という気持ちだけでは、最後まで飼うことはできません。また、家族の理解と協力は不可欠であり、ねこを飼うことに家族全員が同意している必要があります。

最後まで責任をもって飼えるのか、飼い始める前に家族全員でよく考えましょう。

ねこを飼う前にチェックしてみましょう

● ねこが飼える住宅ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
● 転居や転勤の予定はありませんか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
● 毎日、世話をする時間を割くことができますか? 「かわいい」、「かわいそう」等の衝動的な感情で飼おうとしていませんか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
● 世話をする人は決まっていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
● 家族全員が飼うことに賛成ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
● 万が一、飼えなくなった時のことを考えましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
● 飼うために必要な費用を考えましたか? 餌代だけでなく、不妊・去勢の手術費・病気の治療費等も払えますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
● 将来の生活においても飼い続けることができますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
● 近隣に迷惑をかけないように配慮できますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
● 動物に対するアレルギーを持っている方はいませんか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

はい 個 いいえ 個

あなたの結果はいかがでしたか?

家族の一員が増えるのですから、想えていなかったポイントがあった場合は、その部分について、もう一度、家族全員でよく話し合ってください。



(2) 屋内飼育をしましょう。

ねこにとって、屋外は交通事故、ウイルスや細菌などの感染症、さらにはねこ同士のけんかなど危険がいっぱいです。

また、糞をしたり、鳴き声をあげるなど、ねこにとっては当たり前の行動が、他人の迷惑となって近隣トラブルに発展することもあります。

ねこを屋内で飼えばこれらのことを見防ぐことができます。ねこの習性をよく理解し、環境を整えれば、屋内飼育は十分可能です。



屋内飼育の3大メリット

- 危険を防ぐ：交通事故や感染症、ねこ同士のけんか、迷子などを防止できます。
- 繁殖を防ぐ：自由交配による望まない妊娠（不妊去勢をしていない場合）、不幸な命の発生を防止できます。
- 迷惑を防ぐ：庭やごみ荒らし・糞尿・鳴き声など近隣での迷惑を防止できます。

(3) 不妊・去勢手術は飼い主の責任です。

本県のねこの致死処分数は全国上位であり、そのほとんどは子ねこです。産まれたけれど飼いきれない子ねこは、飼い主の手で保健所等に引取り依頼されて処分されます。処分されてしまう子ねこを産ませていませんか？

ねこは自然にしておくと、年に数回の発情期があり、あっという間に数が増えます。また、捨ててしまうことで、野良ねこの数も増えます。

このような状況をなくすためには、飼い主が責任をもって、ねこに不妊・去勢手術をしなければなりません。



(4) 飼い主がわかるようにしましょう（所有者明示）。

所有者明示をしておくことは、飼い主責任を明らかにするとともに、ねこに対する飼い主の愛情のあかしともいえます。屋内飼育ねこであっても、万が一外出してしまった場合や災害時等に備えて所有者明示をしておきましょう。

所有者明示の方法には、首輪、名札などがありますが、本県では、脱落又は消失するおそれのないマイクロチップ（電子標識器具）の装着を推進しています。



マイクロチップってなに？

マイクロチップとは、読み取り器を使って動物の個体識別を可能にする電子標識器具です。装着方法は皮下注射と同様で、動物病院において装着することができます。

本県では、動物愛護センターと各保健所にマイクロチップの読み取り器を配備しています。

装着に係る費用は、地域や動物病院により異なりますが、5千円～1万円程度です。詳しくは動物病院にお問い合わせください。

(5) 病気から守りましょう。

動物病院で定期的に健康診断を受けさせ、各種寄生虫や感染症など病気の予防に努めましょう。また、日頃から糞尿や毛づや、姿勢などをよく観察して、異常がある場合にはできるだけ早く獣医師にみてもらいましょう。

(6) 絶対に捨てないでください。 最後まで責任を持って飼ってください。

飼い始めるときに、どのように考えたか思い出してください。ねこも家族の一員です。ねこの一生に責任をもって、最後まで飼わなければなりません。また、ねこを捨てるることは動物愛護法により禁止され、違反すると最大50万円の罰金が科せられます。



どうしても飼えなくなった場合には、新しい飼い主を探してください。

3 野良ねこに餌を与えていたる方へ

餌を与えるだけの管理は、飼い主不明のねこが集まり、子ねこが産まれてしまい、結果として野良ねこが増えてしまいます。そして、庭・ごみ荒らしや糞尿などにより近所に迷惑をかけることになります。周辺住民のすべてがねこ好きであるとは限りません。また、今までねこに対して特別な感情を持っていなかった人も、ねこによる被害を受けて嫌いになってしまふこともあります。

餌を与えるのであれば、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こさないように、次のことを守ってください。



(1) 不妊・去勢手術を実施し、これ以上増えないようにしましょう。

ねこの繁殖力はとても強く、複数のねこが集まるようになると、次々と子ねこが産まれ、産まれた子ねこは野良ねことして厳しい生活を送ることになります。

不妊・去勢手術を実施することで、こうした不幸な子ねこの繁殖を防ぐとともに、発情期の鳴き声や尿スプレーなどの問題行動を抑えることができ、周辺住民への迷惑行為も減らすことができます。

(2) できるだけ自分の敷地内で餌を与え、後片付けをしましょう。

餌は、世話をする人の自宅または周辺住民の理解が得られる場所で、決められた時間に、世話をするねこが食べきれるだけの量を与えましょう。

また、食べ終わった後は、速やかに容器を回収し、置き餌はしないようにしましょう。置き餌は、カラスやほかの野良ねこが集まってきたり、悪臭や害虫発生の原因となります。

(3) 糞の始末をしましょう。

世話をする人の自宅または周辺住民の理解が得られる場所にねこ用トイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。排泄物は速やかに片付け、排泄場所は常に清潔を保つようにし、衛生管理を心掛けましょう。また、ねこの行動範囲を広く点検し、ねこの排泄物だけに限らず、他のごみ等も積極的に片付け、周辺環境の美化に努めましょう。

(4) 新しい飼い主を探しましょう。目標は屋内飼育ねこです。

屋外で生活している限り、交通事故や感染症などの危険は避けられません。ねこを屋内で飼育してもらえる新しい飼い主を探す努力をしましょう。



(5) 周辺住民の理解を得る努力をしましょう。

野良ねこがその地域で生活するためには、周辺住民の理解が不可欠です。まず、野良ねこを世話することについての趣旨などを周辺住民にきちんと説明し、理解を得たうえで行いましょう。この場合、世話をするとねこによる被害に困っている人とでは意見が対立しがちですので、説明の場には中立的な立場の人にも参加してもらう等、冷静な話し合いができるように工夫しましょう。自治会や町内会などで、地域の問題として取り組むことも一つの方法です。また、率先して地域の環境美化運動に取り組むなどして地域の理解を得ましょう。

(6) ルールを決めましょう。

周辺住民の理解を得たうえで地域の実情に応じたルールを作り、そのルールを順守することで人とねこが共生できるまちづくりを目指しましょう。



(7) 一人で悩まず、理解ある仲間を増やしましょう。

世話をする人が孤立しないように、地域で協力者を探すなど、できるだけグループを作り、役割を分担しましょう。また、苦情や意見などがあった場合には真摯に受け止め、誠意をもって対応するよう心がけましょう。

